

令和5年度 部活動に係る活動方針

武雄市立武雄北中学校

1. 部活動の目的（ねらい）

- (1) 「知」：自己の特技を生かし、学問との両立を図りながら、様々な知識や技能を身につけ個性を伸ばす。
- (2) 「徳」：礼儀を重んじ、他との協力・共同の精神を養い、豊かな人間性を培う。
- (3) 「体」：体力の向上と健康の保持増進を図る。

2. 設置部活動（令和5年度現在）

- ・軟式野球部（男女）
- ・陸上競技部（男女）
- ・卓球部（男女）
- ・剣道部（男女）
- ・バレーボール部（女子）

3. 実施計画

○活動時間

- ・平日の活動時間は帰りの会終了後から下記表の時間までとする。
- ・部活動終了後、下校時刻を厳守させること。

月・日	部活動終了時刻	下校完了時刻
4月・5月15日まで	18:15	18:30
5月16日～7月31日まで	18:30	18:45
8月・9月10日まで	18:15	18:30
9月11日～20日	18:00	18:15
9月21日～30日	17:45	18:00
10月15日まで	17:30	17:45
10月16日～11月15日まで	17:15	17:30
11月末日まで	17:00	17:15
12月	16:45	17:00
1月15日まで	17:15	17:30
1月末日まで	17:30	17:45
2月15日まで	17:45	18:00
2月末日まで	18:00	18:15
3月	18:15	18:30

※土曜、日曜、祝祭日、長期休業中の活動時間は顧問の裁量で行う。ただし、下校完了時刻を17:00と定める。

※学期中の平日では2時間程度、学期中の週末等および長期休業中は3時間程度が望ましい。各部活動の特性、季節の日没時刻の変化等を踏まえ、週単位で活動時間を割り振るなどの対応も可とする。

○休養日

①休養日は、平日1日、土日のいずれか1日、または1日以上とする。

※大会等で土日のいずれかを休養日にできなかった場合は、平日を休養日にあてることができる。（ひと月に8日間の休養日を奨励）

②長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。

③武雄市共通の休養日として、下記の日を休養日とする。

- ・毎月第3日曜日（県下一斉部活動停止日）
- ・学校閉庁日（8月中旬の3日間、年末年始の6日間）
- ・武雄市キッズウィークの初日（あるいは最終日）

これら③の休養日は、①の休養日に充てることができる。

○早朝活動

- ・早朝の活動については、顧問の裁量で行う。
- ・必ず顧問が臨場し、正規の授業に支障がないようにする。
- ・時間等については「季節」に伴う十分な配慮をする。

○大会等の参加

大会等の参加にあたっては生徒の身体的、精神的負担が著しくならないよう、また、正規の授業や特別活動に影響がないように配慮をする。県大会規模の大会等の参加においては年4回程度とする。

○部活動の中止・停止について

(1) 定期テスト前は、特定の期間「部活動中止」とする。

- ① 中間テストの3日前から（1年生は、1学期の中間テストは5日前から）
- ② 期末テストの5日前から

(2) 原則として、定期テスト期間中の部活動は中止である。ただし、^{*}大会が定期テスト期間中と重なる場合は、顧問の判断で活動を行うことを認める。その際、「定期テスト期間練習届」を提出し、受理された場合のみ、放課後1時間の練

習を行うことを認める。その際、保護者に対し連絡をした上で、家庭学習に支障のないように配慮する。

※ここでいう「大会」とは中体連主催の大会、または、九州大会・全国大会等、上位の大会につながる大会のことをいう。

4. 部活動運営上の確認事項および申し合わせ事項

○規範意識

次のことに違反した者がいた場合は、顧問会議を開き、個人または部全体の活動を一時停止するか、または大会への参加を認めないことがある。

- ① 下校時間を守れなかったとき。
- ② 身なりが著しく悪く、指導後も改善がなされないとき。
- ③ 後片付け、戸締り、清掃等がうまくされていないとき。
- ④ 更衣室等の使用が悪いとき。（個人の用具の整理がなされていない等。）
- ⑤ 顧問（外部指導者）の指導に従わなかったとき。
- ⑥ 生徒指導上問題となるような言動があったとき。
- ⑦ 著しく成績が下がったとき。

○対外試合等について

- (1) 練習試合や大会への参加は、顧問（または副顧問）が引率して行う。
- (2) 練習試合や大会への参加費用は各家庭の個人負担とする。
- (3) 問題行動等、中学生らしくない行動をとった場合は、全職員で話し合いをし、学校長の判断で対外試合の辞退もあり得る。

○指導者に関すること

- (1) 部活動の指導は、原則として本校職員であたり、学校長が委嘱する。
- (2) 外部指導者については、部活動顧問が推薦し、学校長が委嘱する。

※教育的に著しく配慮が欠けていたり、指導者としてふさわしくない言動があったりした場合は、校長の権限において罷免・更迭することができる。

○服装に関すること

生徒心得の服装に準じ、体操服、各部活動のユニフォームにて活動する。

登下校についても同様とする。

活動中、登下校中の服装の乱れ等にも十分注意する。

○入部・退部について

入部については、「入部誓約書」を提出させる（全学年4月中）。
退部するときも「退部届」を必ず提出させる。なお、一度入部させた以上は、卒部するまで責任を持って指導にあたる覚悟で臨むが、やむを得ない事情で転部や退部を希望する場合は、本人と保護者、顧問、担任で十分に協議した上で決定する。

○申し合わせ事項

- (1) 学校行事等の取り組み（学級活動・生徒会活動）を優先的に行う。
- (2) 担任は帰りの会終了後、すみやかに部活動へ参加するように生徒を指導する。
- (3) 部活動終了後は下校時刻の厳守を徹底し、顧問は担当の部活動だけでなく、他の生徒へも下校指導をする。
- (4) 休日（土・日、祝祭日）の場合は、顧問の臨場ができないときは活動しない。
- (5) 大会、練習時における移動については、交通ルールを遵守させる。
事件・事故等には十分注意するよう指導し、周知徹底を図る。
- (6) 大会等を含むすべての活動において、髪の色染脱色、眉そりをした者の出場は認められていない。また、ピアスなどの装飾品の着用はできない。
顧問、生徒指導、担任で改善を促しても、指導に従わない場合には協議の上、大会参加を見合わせる。
- (7) その他の問題が発生した場合は、直ちに顧問会議を開き、学校長の判断の下で対応する。

5. 運動部活動の^{*}新入部員募集停止について

- (1) 現在設置する部活動は以下の通りであるが、運動部活動の適正な運営を図るために、生徒数の減少とそれに伴う教職員数の減少や文科省が推進する地域クラブ活動の状況を考慮して適切な数の部活動を設置することとし、継続的に新入部員がない場合や見込みのない部については、新入部員募集停止や廃部の対象とする。

運動部活動の適正な運営を図るために、入部者（新入部員）が以下に示す人数に2年連続で満たなかった場合の数は以下の通りである。

- ・野球部（男女） 5名
- ・バレーボール部（女子） 3名
- ・剣道部（男女） 3名
- ・陸上部（男女） 3名
- ・卓球部（男女） 3名

- ※1、ここでいう新入部員とは、新1年生のことをいい、4月中の入部者が上記の人数に満たない場合に適用される。
- ※2、剣道部については、令和6年度より募集を停止する。
- ※3、今年度1年生の新入部員のうち、上記の人数を満たしていない部活動はバレーボール部である。

(2) 募集停止になった場合、最後に募集をした学年の最後の大会終了をもって廃部とする。但し、該当する生徒は、社会体育（クラブチーム等）で希望する種目について練習を行うこともできる。大会等の参加については、以下のような場合が考えられる。

- ①、社会体育（クラブチーム等）としての参加
- ②、学校長が認め、学校部活動としての参加

この規定は、平成23年7月より施行する。

- 平成25年4月 1日 一部改正
- 平成29年4月28日 一部改正
- 令和 2年4月 1日 一部削除
- 令和 4年4月 1日 一部改正
- 令和 5年4月 1日 一部改正